

## 人・農地プラン案

市町村名	対象地区名（地区内 大字名）	作成年月日	直近の更新年月日
橋本市	隅田地区 （河瀬、下兵庫、上兵庫、中島、中下、芋生、垂井、真土、平野、山内、霜草、あやの台、紀ノ光台）	—	—

## 1. 対象地区の現状

(1 ha = 10,000 m<sup>2</sup>)

① 地区内の耕地面積	3 2 0 ha
② 地区内の遊休農地面積	3 8 ha
③ アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1 6 6 ha
④ アンケート調査等に回答した地区内における 70 歳以上の農業者の耕作面積の合計	1 0 3 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4 6 ha
⑤ 地区内において意欲的な農業者が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.8 7 ha
(備考)	

## 2. 対象地区の課題

- ・若者の農業者が減少し、高齢化が進んでおり、後継者の目途が付いていない農地が点在する。
- ・兼業農家による水稻栽培が盛んな集落が多いが、水稻栽培にかかる農業機械は高額であるため、今後さらに遊休農地が増加する可能性がある。
- ・山間部の水稻・野菜・果樹栽培地域において、鳥獣害の被害が多い。

## 3. 対象地区内における農業者や意欲的な農業者への農地集約に関する方針

- ・集落の農地利用は、地元農業者が優先して担う。
- ・他地区からの入作の受入れが可能な集落については、農地中間管理事業の活用を図り、担い手の確保を促進する。
- ・水稻地域については、米作だけでなく、野菜等の初期投資の比較的にかからない農作物を栽培する担い手の確保を促進する。

## 人・農地プラン案

## 4. 3の方針を実現するために必要な取り組み（任意記載事項）

**（農地の保全への取組方針）**

- 集落の農業者、土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。  
農業者間連携が可能な集落は、農業経営の法人化やグループ化を検討していく。

**（農地中間管理事業※の活用方針）**

- 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者に対して農地中間管理事業の周知と利用促進を図る。

**（鳥獣被害防止対策の取組方針）**

- 地域による鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払い等）に取り組む。

**（新規・特産化作物の導入方針）**

- 米などの土地利用型作物以外に、野菜（例えばトマト・キュウリ）などの収益性の高い作物の生産を目指す。

**（農業の魅力発信）**

- 新規就農者を増やすべく、農業所得の向上を目指すとともに循環型社会における貢献度の高い農業という「職」そのものの魅力を外部に発信していく。

**※農地中間管理事業とは**

「高齢者」や「後継者がいない」などの理由で耕作が困難な農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。和歌山県では和歌山県農業公社が運営しています。

**〈農地中間管理事業のメリット〉**

- トラブルがあっても、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入るので安心です。
- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- 賃貸借の場合、賃料は農地中間管理機構が回収するので貸し手は手間が省けます。

